

検討事項

電気通信市場のグローバル化における利用者利益等の確保の在り方

■ 適用を検討すべき電気通信事業法の規律

- 国外事業者が提供するサービスにおける利用者情報の取扱いや障害の発生等、我が国利用者への影響を踏まえながら、国外事業者に対して適用を検討すべき規律(例:通信の秘密の保護、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故報告義務、事業の休廃止の周知義務等)についてどのように考えるか。

■ 規律の適用対象

- 例えば、不当な差別的取扱いの禁止、障害発生時の事故報告、事業の休廃止の周知義務については全ての電気通信事業者、通信の秘密の保護については全ての電気通信事業者に加え、電気通信回線設備を設置せず電気通信設備を他人の通信の用に供する事業者(例:オンライン検索事業者、EC事業者、オンライン情報提供事業者等)等に適用されている。
- 上記の現行の電気通信事業法における国内の規律対象との整合性に留意しつつ、国外事業者について規律の適用対象とすべき範囲をどのように考えるか。

■ 規律の実効性の確保

- 国外事業者の所在国との関係や国外事業者のグローバルな展開への影響に留意しつつ、規律の実効性をどのように確保すべきか。
- 電気通信事業法の規律の趣旨を維持しつつも、規律の実効性を確保する観点や国内外事業者によるグローバルな展開における負担を軽減する観点から、当局間の対話の促進等、国際的な調和を図る必要性についてどのように考えるか。

ヒアリング対象者

- (一社)新経済連盟
- 関係事業者(非公開)